



【開催日時】

2026年11月13日（金曜日）
午後1時（受付開始：午後0時30分）

【開催場所】

東京都港区虎ノ門2丁目4番7号

T-LITE 6階 601C・D

ビジョンセンター東京虎ノ門

※昨年開催の定時株主総会より会場および開催時刻が変更となっておりますので、ご注意ください
いますようお願い申し上げます。末尾の「株主
総会会場ご案内図」をご参照下さい。

【目次】

招集ご通知	1
株主総会参考書類	6

臨時株主総会 招集ご通知

株式会社アンビスホールディングス

証券コード：7071

(証券コード 7071)

2026年10月29日

(電子提供措置の開始日 2026年10月21日)

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目6番1号

株式会社アンビスホールディングス

代表取締役 CEO 柴 原 慶 一

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(<https://ir.amvis.com/ja/ir/stock/meeting.html>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記のウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コード(7071)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年11月12日(木曜日)午後6時までには到着するようご送付くださるか、議決権行使サイト(アドレス:<https://evote.tr.mufg.jp/>)より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年11月13日（金曜日）午後1時（受付開始：午後0時30分）
2. 場 所 東京都港区虎ノ門2丁目4番7号
T-LITE 6階 601C・D ビジョンセンター東京虎ノ門
※昨年開催の定時株主総会より会場および開催時刻が変更となつておりますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。
3. 目的事項
決議事項
- 第1号議案 吸収分割契約承認の件
- 第2号議案 子会社株式譲渡契約承認の件

以 上

【感染症等に関するお知らせ】

- ・感染症拡大防止のため、本総会につきましては、適切な感染防止策を実施の上で開催させていただきます。
- ・会場入り口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りさせていただく場合もございます。
- ・株主総会の運営スタッフにおいては、マスクを着用の上、対応させていただく場合がございます。ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主様ではない代理人あるいは同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます（ただし、お体の不自由な株主様の同伴の方、盲導犬、聴導犬及び介助犬等をご入場いただけます）。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（アドレス：<https://www.amvis.com>）においてお知らせいたします。

議決権の行使方法のご案内

当日ご出席の場合



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年11月13日(金曜日)
午後1時[受付開始:午後0時30分]

当日ご欠席の場合

郵送により議決権を行使する場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年11月12日(木曜日)
午後6時到着分まで

インターネットによる議決権行使の場合



次ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2026年11月12日(木曜日)
午後6時まで

インターネットによる議決権行使のご案内



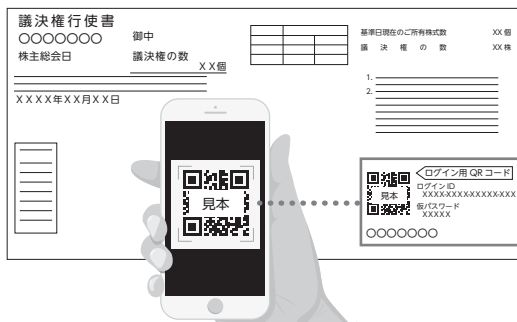
インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスし、賛否をご入力ください。

行 使 期 限 **2026年11月12日(木曜日)午後6時まで**

QRコードを読み取る方法

「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「QRコード」を読み取ってください。



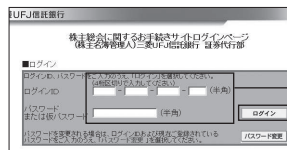
※スマートフォンの機種により「QRコード」でのログインができない場合があります。
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID」及び
「仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

※パソコンで表示した場合の画面イメージの一部です。

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください

ご注意事項

- (1) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (2) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 吸収分割契約承認の件

(1) 吸収分割を行う理由

当社グループは、末期がん患者、人工呼吸器を使用する患者、重度の神経変性疾患を患う患者など医療依存度の高い方を積極的に受け入れる在宅施設「医心館」を全国に展開し、地域の医療機関等と連携しながら、終末期の看護・介護ケアの受け皿を提供してまいりました。

これまで、首都圏・東日本エリアに加え、西日本を含む新たな地域への出店も積極的に進めてまいりましたが、今般、地域ごとの入居者ニーズや受入れ状況を踏まえ、当社が強みを有する医療重症度の高い方及び終末度の高い方を受け入れる医心館の運営に一層注力し、その強みをより発揮できる首都圏・東日本エリアへ経営資源を重点的に配分することといたしました。

西日本エリアを中心とする47施設に係る事業については、介護・ホスピス・ヘルスケア領域において豊富な経験と実績を有する日本産業推進機構グループの知見及び事業基盤を活用することが、当該事業のさらなる成長に資すると判断いたしました。このため、当社及び当社の完全子会社である株式会社アンビスが、それぞれ会社分割により対象事業を各承継会社に承継させたうえで、各承継会社の全株式を株式会社NSSK-Altairに譲渡することといたしました。

当社は、これら一連の取引を通じて経営資源の重点配分及び収益基盤の強化を進めるとともに、譲渡対価を活用して財務基盤の強化と成長投資余力の拡充を図ります。これにより、総合医療支援事業等の成長領域への機動的な投資を推進し、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

上記の株式譲渡に先立ち、当社は、当該47施設に係る医心館事業の一部（以下「承継対象事業1」といいます。）を、2026年11月16日を効力発生日とする吸収分割（以下「本件分割」といいます。）により、当社の完全子会社である株式会社アンビスホールディングス西日本（以下「承継会社」といいます。）に承継させる予定です。

また、株式会社アンビスは、当該47施設に係る医心館事業の権利義務の一部（以下「承継対象事業2」といい、承継対象事業1及び承継対象事業2を総称して「承継対象事業」といいます。）を、2026年11月1日を効力発生日とする吸収分割により、当社の完全子会社である株式会社アンビス西日本に承継させる予定です。この吸収分割については、2026年10月29日開催予定の株式会社アンビスの臨時株主総会において、承認を得る予定です。

本議案は、上記のうち本件分割に係る当社と承継会社との間の吸収分割契約について、ご承認をお願いするものです。なお、会社分割後の各承継会社の株式譲渡については、第2号議案「子会社株式譲渡契約承認の件」において、ご承認をお願いするものです。

（2）吸収分割契約の内容の概要

本件分割に係る吸収分割契約の内容は、次のとおりです。

吸収分割契約書（写）

株式会社アンビスホールディングス（以下「甲」という。）及び株式会社アンビスホールディングス西日本（以下「乙」という。）は、甲が運営する別紙1「対象施設」に係る匠心館事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を、乙に承継させるための吸収分割（以下「本件分割」という。）を行うにあたり、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

本件分割に係る、分割会社と分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

（1）分割会社（甲）

商号：株式会社アンビスホールディングス

住所：東京都中央区京橋1丁目6番1号

（2）分割承継会社（乙）

商号：株式会社アンビスホールディングス西日本

住所：東京都中央区京橋1丁目6番1号

第2条（本件分割により承継する権利義務）

1. 甲は、本効力発生日（第5条に定義する。）をもって、本件事業に関して有する資産、債務及び契約（雇用契約を含む。）その他の権利義務（詳細は、別紙2「承継対象権利義務明細表」に記載のとおりとする。）を承継させ、乙はこれを承継する。

2. 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第3条（本件分割に際して交付する対価）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、本件分割により承継する権利義務の対価として、乙の普通株式800株を交付する。

第4条（乙の資本金及び準備金の増加額）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第37条又第38条に定めるところ

に従って、乙が適当に定める。

第5条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年11月16日とする。但し、手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議の上これを変更することができる。

第6条（吸収分割承認決議）

1. 甲は、本効力発生日までに、株主総会における本契約の承認を得るものとする。
2. 乙は、本効力発生日までに、株主総会における本契約の承認を得るものとする。

第7条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する本件事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第8条（事情変更）

本契約の締結後、本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変更が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙が協議の上、本件分割に関する条件を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、本件分割の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られなかったときは、その効力を失う。

第10条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めるもののほか、本件分割に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上これを決定する。

本契約を証するため、本書2通を作成し、各当事者が各1通を保有する。

令和8年9月28日

甲：東京都中央区京橋一丁目6番1号
株式会社アンビスホールディングス
代表取締役 柴原 慶一 印

乙：東京都中央区京橋一丁目6番1号
株式会社アンビスホールディングス西日本
代表取締役 増井 省吾 印

別紙 1 「対象施設」

拠点名及び住所

あま 愛知県あま市小路3丁目1-3
 岐阜 岐阜県岐阜市尼ヶ崎町1丁目9番地19
 本陣 愛知県名古屋市中村区上ノ宮町二丁目4-1
 新潟 新潟県新潟市中央区女池上山2丁目13-32
 新潟Ⅱ 新潟県新潟市中央区鑑西1丁目10番24
 長野 長野県長野市大字稲葉916-1
 四日市Ⅱ 三重県四日市市芝田一丁目1番20号
 浜松 静岡県浜松市中央区早出町872-7
 上越 新潟県上越市下門前1698番
 静岡 静岡県静岡市駿河区小鹿821-10
 新潟Ⅲ 新潟県新潟市東区はなみずき3丁目1番23号
 富士 静岡県富士市中島字堅堀北82-1
 沼津 静岡県沼津市岡宮1158番地
 八事南山 愛知県名古屋市昭和区南山町22番地11
 静岡Ⅱ 静岡県静岡市葵区千代田五丁目10番20号
 安城 愛知県安城市今池町3丁目2番31号
 大曽根 愛知県名古屋市北区大曽根四丁目10番17号
 金沢 石川県金沢市戸板2丁目77番地
 豊田 愛知県豊田市浄水町三丁目24番地10
 多治見 岐阜県多治見市太平町六丁目39番
 藤枝 静岡県藤枝市青葉町1丁目4番14号
 大垣 岐阜県大垣市大井二丁目26-1
 一宮 愛知県一宮市緑5丁目1番14号
 岡山 岡山県岡山市北区北長瀬表町三丁目15番22号
 和歌山 和歌山県和歌山市津秦223番1
 豊中 大阪府豊中市立花町1丁目6-31
 高岡 富山県高岡市羽広一丁目9番5号
 千種 愛知県名古屋市東区葵三丁目13番11号
 南草津 滋賀県草津市追分南二丁目3番17号
 豊橋 愛知県豊橋市牟呂町南汐田1-3
 宮崎 宮崎県宮崎市高千穂通一丁目8番14号
 関中央 岐阜県関市平成通2丁目6番18号
 大分 大分県大分市畑中一丁目3番18号
 高松 香川県高松市木太町5013番地5

富山 富山県富山市今泉185番地1
 加古川 兵庫県加古川市加古川町北在家2315番地の1
 六本松 福岡県福岡市中央区谷一丁目14番16号
 広島横川 広島県広島市西区三滝町12-22
 三島 静岡県駿東郡清水町伏見39番地の1
 王子公園 兵庫県神戸市灘区水道筋6丁目3番15号
 金沢Ⅱ 石川県金沢市泉が丘2丁目12番35号
 岡崎 愛知県岡崎市欠町字網笠5番地1
 米子 鳥取県米子市角盤町4丁目82
 上越Ⅱ 新潟県上越市上源入646番2
 松山 愛媛県松山市中央2丁目157番1
 大阪梅田 大阪府大阪市福島区福島六丁目25番13号
 鈴鹿 三重県鈴鹿市末広東5番21号

別紙２「承継対象権利義務明細表」

承継対象権利義務明細表

分割承継会社は、本吸収分割により、本効力発生日における分割会社の本件事業に属する次に記載する資産、負債、契約その他の権利義務を分割会社から承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2026年6月30日現在の本件事業に係る貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日に至るまでの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

(1) 本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社に属する以下の流動資産

- ① 本件事業に属する立替金
- ② 本件事業に属する前払費用
- ③ 本件事業に属する関係会社未収入金
- ④ 関係会社立替金

(2) 本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社に属する以下の固定資産及び繰延資産

- ① 本件事業に属する敷金
- ② 本件事業に属する建物
- ③ 本件事業に属する建物附属設備
- ④ 本件事業に属する構築物
- ⑤ 本件事業に属する工具器具備品
- ⑥ 本件事業に属する土地
- ⑦ 本件事業に属する施設利用権
- ⑧ 本件事業に属する長期前払費用

2. 負債

本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社に属する以下の負債

- ① 本件事業に属する設備未払金
- ② 本件事業に属する資産除去債務
- ③ 本件事業に属する長期借入金
- ④ 本件事業に属する未払金
- ⑤ 未払費用_否認
- ⑥ 本件事業に属する預り金

3. 契約

本効力発生日の前日の終了時点において有効に存続し、分割会社を当事者として締結された本件事業に関する業務委託契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

但し、会計監査人との間で締結した監査契約その他の分割会社が引き続き保有する契約に関する契約上の地位並びにこれらに基づき発生した一切の権利義務を除く。

(3) 会社法施行規則第183条各号に掲げる事項の内容の概要

ア 分割対価の相当性に関する事項

(ア) 吸収分割により承継会社が当社に交付する株式の数

本件分割に際し、承継会社は当社に対し普通株式800株を新たに発行し、そのすべてを当社に対して割当て交付いたします。

承継会社が対価として発行する株式のすべてが当社に交付されるところ、承継会社は当社の完全子会社であることを踏まえて、当社及び承継会社が協議の上で決定しており、かかる内容は相当であると判断しております。

(イ) 吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額

本件分割により増加する承継会社の資本金及び資本準備金の額について、本件分割後における承継会社の事業内容及び当社から承継する資産及び負債を考慮し、会社計算規則第37条又は第38条に定めるところに従って決定するものであり、かかる内容は、相当であると判断しております。

イ 新株予約権の定め の 相当性に関する事項

分割会社の発行する新株予約権について、本件分割による取扱いの変更はありません。

ウ 計算書類等の内容

承継会社は、2026年9月1日に成立した会社であるため、最終事業年度はありません。承継会社の成立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	0	資本金	0
		純資産合計	0
資産合計	0	負債及び純資産の合計	0

エ 当社における最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

2026年9月28日開催の取締役会において、本件分割及び株式会社アンビスを分割会社、株式会社アンビス西日本を承継会社とする会社分割をそれぞれ実行のうえ、承継会社及び株式会社アンビス西日本の全株式を株式会社NSSK-Altairに譲渡することを決議しております。

(4) 承継会社における成立の日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

上記「(3) 会社法施行規則第183条各号に掲げる事項の内容の概要」の「エ 当社における最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象」をご参照ください。

第2号議案 子会社株式譲渡契約承認の件

(1) 株式譲渡を行う理由等

第1号議案「吸収分割契約承認の件」の「(1) 吸収分割を行う理由」に記載のとおり、当社は、経営資源の重点配分及び収益基盤の強化等を目的として、当社及び株式会社アンビスの会社分割により承継対象事業を各承継会社に承継させたうえで、各承継会社の全株式を譲渡することといたしました。

譲渡する株式は、承継対象事業1を承継する株式会社アンビスホールディングス西日本（以下「対象会社1」といいます。）及び承継対象事業2を承継する株式会社アンビス西日本（以下「対象会社2」といい、対象会社1及び対象会社2を総称して「対象会社」といいます。）の全株式です。

当社は、日本産業推進機構グループが管理又はサービス提供を行う投資事業有限責任組合及びExempted Limited Partnershipが直接又は間接に出資を行う株式会社NSSK-Altair1（以下「譲受会社」といいます。）に対して対象会社の全株式を譲渡するため、2026年9月28日付で、譲受会社との間で株式譲渡契約を締結いたしました（以下、当該譲渡を「本件株式譲渡」、当該契約を「本件株式譲渡契約」といいます。）。

本件株式譲渡は、本件株式譲渡契約に定める各前提条件が充足又は放棄された後、同契約の規定に従い、2026年11月16日に実行する予定です。

本議案は、これら一連の取引のうち、会社分割後の対象会社の全株式の譲渡について、会社法第467条第1項第2号の2に基づき、本件株式譲渡契約のご承認をお願いするものです。

（２）本件株式譲渡契約の内容の概要

本件株式譲渡契約の内容の概要は、次のとおりです。なお、概要の作成にあたっては、一般的な条項の記載および別紙等を省略したほか、全体の趣旨を損なわない範囲で表現を調整している箇所があります。

当社は、本件株式譲渡契約に定められた各前提条件が充足されること等を条件として、クロージング日（2026年11月16日、又は両当事者が別途合意する日）をもって、当社が保有する対象会社の全株式を譲受会社に譲渡いたします。本件株式譲渡については、会社法第467条第1項第2号の2に従い、当社の株主総会の承認が必要となるため、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認を得られることが本件株式譲渡の前提条件とされています。

株式譲渡契約書

株式会社アンビスホールディングス（以下「売主」という。）と株式会社NSSK-Altair1（以下「買主」という。）は、株式会社アンビスホールディングス西日本（以下「対象会社1」という。）及び株式会社アンビス西日本（以下「対象会社2」といい、対象会社1と併せて「対象会社ら」と総称する。）の発行済株式を売主が買主に対してそれぞれ譲渡することに関し、2026年9月28日（以下「本締結日」という。）、以下のとおり株式譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1章 定義

第1.1条（定義）

<略>

第2章 本株式の譲渡

第2.1条（本株式の譲渡）

売主は、買主に対し、本契約の規定に従い、対象会社1の普通株式1000株（以下「本株式1」という。）及び対象会社2の普通株式200株（以下「本株式2」といい、本株式1と併せて「本株式」と総称する。）を譲り渡し、買主は、売主からこれを譲り受ける（以下それぞれ「本株式譲渡1」と「本株式譲渡2」といい、本株式譲渡1と本株式譲渡2を併せて「本株式譲渡」と総称する。）。

第2.2条（譲渡価額）

1. 本株式1の譲渡価額は10,254百万円（以下「本譲渡価額1」という。）とする。
2. 本株式2の譲渡価額は7,146百万円（以下「本譲渡価額2」といい、本譲渡価額1と併せて「本譲渡価額」と総称する。）からクロージング日時点における本既存グループ間貸付の元利金合計額を控除した金額とする。

第2.3条（本譲渡の実行）

1. 本株式譲渡の実行（以下「クロージング」という。）は、2026年11月16日又は当事者間で別途合意する日

(以下「クロージング日」という。)に、当事者間で別途合意する場所において行う。

2. <略>

第3章 本吸収分割

第3.1条 (本吸収分割の実行)

1. 売主は、株式会社アンビスホールディングス西日本（以下「対象会社1」という。）との間で吸収分割契約（以下「吸収分割契約1」という。）を締結し、クロージング日までに吸収分割（以下「本吸収分割1」という。）を実行する。
2. 売主は、アンビス社をして、株式会社アンビス西日本（以下「対象会社2」という。）との間で吸収分割契約（以下「吸収分割契約2」といい、第1項の吸収分割契約と併せて「本吸収分割契約」と総称する。）を締結させ、クロージング日までに吸収分割（以下「本吸収分割2」といい、第1項の吸収分割と併せて「本吸収分割」と総称し吸収分割1及びする。）を実行させる。
3. 売主及び買主は、本吸収分割契約の内容として、承継対象の権利義務について確認の上、合意する。
4. <略>
5. 本吸収分割2の効力発生日からクロージング日までの間、対象会社2において本対象事業を運営するために追加の資金が必要となった場合には、売主は、一定の貸付（以下「本既存グループ間貸付」という。）を行う。

第4章 前提条件

第4.1条 (買主の義務の前提条件)

買主は、クロージング日において、本条各号の条件が全て充足されていることを前提条件として、第2.3条第2項に定める買主の義務を履行する。但し、買主はその裁量により以下の各号の条件の一部又は全部の充足を放棄することができるものとし、買主が条件の充足を放棄した場合であっても売主は当該条件の不充足に伴う責任を免れないものとする。

- (1) 本株式譲渡が対象会社らの株主総会で承認されていること。
- (2) 第5.1条に規定する売主の表明保証（但し、基礎的表明保証事項に限る。）が、本締結日及びクロージング日において（但し、別紙5.1「売主の表明及び保証」各号において時点が明記されたものについては当該時点において）、その重要な点において（但し、当該表明保証が重大性又は重要性による限定を受けている場合には、その全ての点において）真実かつ正確であること。
- (3) 売主がクロージングまでに履行又は遵守すべき本契約上の義務を重要な点において（但し、当該義務が重大性又は重要性による限定を受けている場合には、その全ての点において）履行又は遵守していること。
- (4) クロージング日において、本吸収分割の手続が適法に完了しており、また、本吸収分割の効力が発生し、又は有効に存続しており、本吸収分割に対し無効の訴え、その承認に係る売主の株主総会の決議無効又は取消の訴え等の法的手続が係属しておらず、債権者その他利害関係人から異議（軽微なものを除く。）を受けていないこと。
- (5) 本吸収分割により、本承継対象従業員の全て（但し、本吸収分割2の効力発生の直前までにアンビス社を退職した従業員を除く。）が対象会社2に承継されていること。
- (6) 司法・行政機関等に対して、本株式譲渡の全部又は一部を制限又は禁止することを求めるいかなる申立、

訴訟又は手続も継続しておらず、かつ本株式譲渡の全部又は一部を禁止する旨のいかなる法令又は司法・行政機関等の判断等も存在しないこと。

(7)クロージング日をもって対象会社1の取締役及び対象会社2の取締役（以下「辞任役員」という。）から、対象会社らの取締役又は監査役を辞任する旨の辞任届を対象会社らに提出されており、買主に対し、当該辞任届の原本証明付き写しが提出されていること。

(8)本契約締結後、クロージングまでの間に、(i)売主又は対象会社らの事業、資産、負債、財務状態、キャッシュ・フロー、業績又は将来の収益計画のうち本対象事業にかかわるもの、又は(ii)売主が本契約に規定された取引を実行する能力に重大な悪影響を及ぼし、又は及ぼす具体的かつ客観的なおそれのある事態が生じていないこと（但し、クロージング日において、対象会社2における<略>の指定（以下「本指定」という。）が得られていなかったとしても、クロージング日時点において、遅くとも売主及び買主が別途合意した日までに本指定が得られる客観的かつ合理的な見込みがあり、かつ、本指定の取得までの間、対象会社2が、売主及び買主が別途合意した暫定措置（以下「本暫定措置」という。）によって<略>を法令等に従って適法に継続できる客観的かつ合理的な見込みがある限りにおいて、本号に定める事態には該当しないものとする。）。

(9)第6.6条の規定に従い、本付随契約が全て適法かつ有効に締結され、かつ、有効に存続していること。

(10)第6.7条の規定に従い、売主及び買主が別途合意したスタンドアローン化のための措置が完了していること。

(11)第6.8条の規定に従い、本承諾取得が完了していること、又は、これに代えて買主が合理的に満足するその他の措置の実施が完了していること。

<以下略>

第4.2条（売主の義務の前提条件）

売主は、クロージング日において、本条各号の条件が全て充足されていることを前提条件として、第2.3条第3項に定める売主の義務を履行する。但し、売主はその裁量により以下の各号の条件の一部又は全部の充足を放棄することができるものとし、売主が条件の充足を放棄した場合であっても買主は当該条件の不充足に伴う責任を免れないものとする。

(1)第5.2条に規定する買主の表明保証が、本締結日及びクロージング日において（但し、別紙5.2「買主の表明及び保証」各号において時点が明記されたものについては当該時点において）、その重要な点において（但し、当該表明保証が重大性又は重要性による限定を受けている場合には、その全ての点において）真実かつ正確であること。

(2)買主がクロージングまでに履行又は遵守すべき本契約上の義務を重要な点において（但し、当該義務が重大性又は重要性による限定を受けている場合には、その全ての点において）履行又は遵守していること。

(3)クロージング日において、本吸収分割の手続が適法に完了しており、また、本吸収分割の効力が発生し、又は有効に存続しており、本吸収分割に対し無効の訴え、その承認に係る売主の株主総会の決議無効又は取消の訴え等の法的手続が係属しておらず、債権者その他の利害関係人から異議（軽微なものを除く。）を受けていないこと。

第5章 表明及び保証

第5.1条（売主による表明及び保証）

売主は、本締結日及びクロージング日において（但し、別紙5.1「売主の表明及び保証」各項各号において時点が明記されたものについては当該時点において）、買主に対し、別紙5.1「売主の表明及び保証」記載の事項が真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。

第5.2条（買主による表明及び保証）

買主は、本締結日及びクロージング日において（但し、別紙5.2「買主の表明及び保証」各号において時点が明記されたものについては当該時点において）、売主に対し、別紙5.2「買主の表明及び保証」記載の事項が真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。

第5.3条（当事者の認識）

<略>

第6章 クロージング前の義務

第6.1条（対象会社らの事業運営）

1. 売主は、本締結日（対象会社らに関しては本吸収分割の効力発生日）からクロージングまでの間、従前の慣行に従い、善良な管理者の注意をもって、本対象事業の運営及び資産の管理を行うものとし、本契約又は本吸収分割に係る吸収分割契約において明示的に企図されている場合、又は買主との間で別途書面により事前に合意した場合を除き、自ら又はアンビス社若しくは対象会社らをして、本対象事業に関して、通常の業務の範囲外の行為として売主及び買主が別途合意した行為（但し、売主及びアンビス社については、本対象事業に関連する行為に限る。）を行ってはならず、また、行わせてはならないものとする。

2. 売主は、本締結日から本吸収分割の効力発生日までの間、本契約又は本吸収分割に係る吸収分割契約において明示的に企図されている場合、又は買主との間で別途書面により事前に合意した場合を除き、対象会社らに一切の行為を行わせないものとする。

第6.2条（株主総会の譲渡承認）

1. 売主は、クロージング日までに、対象会社1の株主総会をして、本株式譲渡1を承認させるものとする。

2. 売主は、クロージング日までに、対象会社2の株主総会をして、本株式譲渡2を承認させるものとする。

第6.3条（役員の辞任）

1. 売主は、クロージング日までに、対象会社1をして、対象会社1の辞任役員から、クロージング日をもって対象会社1の取締役又は監査役を辞任する旨の辞任届を取得させる。

2. 売主は、クロージング日までに、対象会社2をして、対象会社2の辞任役員から、クロージング日をもって対象会社2の取締役又は監査役を辞任する旨の辞任届を取得させる。

第6.4条（書面の交付）

売主は、買主に対し、クロージング日までに売主の印鑑証明書等の一定の書面を交付する。

第6.5条（承継対象従業員等）

1. 売主は、自ら又はアンビス社をして、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「労働契約承継法」という。）第2条第1項の規定による通知をすべき日までに、本取引に関して、本対象事業に従事する売主又はアンビス社の従業員及び本対象事業に従事していない従業員であって本吸収分割契約にその者が売主又はアンビス社との間で締結している労働契約を対象会社らに承継する旨の定めがある者と、法令等に基づく事前協議を行い、又は行わせるものとする。

2. 売主は、自ら又はアンビス社をして、労働契約承継法第2条第1項の規定による通知をすべき日までに、本承継対象従業員が加入する労働組合との間で一定の対応を行い、又は行わせるものとする。

3. <略>

4. <略>

第6.6条（本付随契約の締結）

売主は、本締結日以降クロージング日の前日までに、自ら又はアンビス社をして、対象会社らとの間で、以下の各号に掲げる契約（以下「本付随契約」と総称する。）を締結し、又は締結させる。<略>

第6.7条（スタンドアローン化のための措置）

売主は、本締結日以降、対象会社らにおいて、対象会社らがクロージング日以降も本締結日におけるのと実質的に同等の態様及び方法で本対象事業を継続することができるようにすることを目的として、以下に定める措置をとらせるものとする。<略>

第6.8条（契約の相手方への対応）

1. 売主は、自ら又はアンビス社をして、売主又はアンビス社が当事者となっている契約等であって、本吸収分割によって対象会社らに対して承継される契約等のうち、本取引の実行につき当該契約の相手方の承諾を要する旨の規定を含む契約等（以下「本要承諾契約」という。）に関して、クロージング日の前日までに、当該契約等の相手方から、本対象事業において追加の費用と金銭的負担その他の義務・責任を発生させることなく、本吸収分割による対象会社らへの契約当事者の地位の移転についての書面による承諾を得ること（以下「本承諾取得」という。）につき、商業上合理的な範囲で最大限努力し、又は努力させるものとする。クロージング日の前日までに本承諾取得が完了しない場合、売主は、クロージング日から合理的な期間内に、未完了の本承諾取得を完了させるよう商業上合理的な範囲で最大限努力し又はこれと実質的に同等の措置を講じるものとする。買主は、売主による本承諾取得が実現するよう、商業上合理的な範囲で協力を行う。

2. 売主は、自ら又はアンビス社をして、売主又はアンビス社が当事者となっている契約等であって、本吸収分割によって対象会社らに対して承継される契約等のうち、本取引の実行につき契約の相手方に対して事前の通知又は届出その他の手続が必要となる契約（以下「本要通知契約」という。）に関して、クロージング日の前日までに、当該契約の定めに従い、事前の通知又は届出その他の手続を完了し、又は完了させるものとする。

第6.9条（資金調達への協力）

<略>

第6.10条（リファイナンス）

買主は、クロージング日において、クロージング後直ちに、売主及び買主が別途合意した対象会社らの債務の全額の弁済に必要な資金を対象会社らに対して貸し付ける等の方法により、対象会社らをして、当該債務の全額を弁済させる。

<以下略>

第6.11条（本対象役職員）

1. 売主は、本締結日からクロージング日までの間、本対象役職員が売主若しくはアンビス社又は対象会社らにおいて引き続き勤務するよう、商業上合理的な範囲で最大限努力するものとする。
2. 売主は、本対象役職員から、書面又は口頭を問わず、退職、辞任その他これらに類する意思表示を受領し、又はこれを認識した場合には、直ちに買主に対してその旨を通知等する。

第6.12条（買主のアクセス権等）

<略>

第6.13条（表明保証違反等の通知）

<略>

<以下略>

第7章 クロージング後の義務

第7.1条（役員の選任）

買主は、クロージング後直ちに、対象会社らをして、(i)買主が指名する対象会社らの取締役及び監査役をそれぞれ選任させるものとし、(ii)上記(i)及び辞任役員の辞任に係る登記申請を速やかに行わせる。

第7.2条（従業員の処遇）

<略>

第7.3条（知的財産権等に関する事項）

1. 買主は、クロージング後速やかに、対象会社らをして、売主及びアンビス社の本対象事業に関する商標等（「医心館」の商標を含み、以下「本商標等」という。）の使用を停止させる（但し、対象会社らの商号については、クロージング後実務上可能な限り速やかに、「アンビス」その他売主との関係を想起させる文字を含まないものに変更させるものとする。）。<略>
2. <略>

第7.4条（競業避止）

売主は、クロージング日から5年間、自ら又はその役員をして、買主の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本対象事業の運営地域と同一の都道府県内（以下「本禁止地域」という。）において、本対象事業と同一の事業又は訪問看護事業所を併設する施設型介護事業（以下「本禁止事業」という。）を、直接又は間接に行わず、本禁止事業に対して投資、融資、業務提携等を行わず、かつ、本禁止事業についていかなる持分も取得せず、また、売主が直接又は間接にその経営若しくは事業活動に影響を与えることが合理的に可能な会社、組合その他の事業体若しくは関係会社をして、これらの行為を行わせない。但し、売主の総合医療支援事業に関して売主及び買主が別途合意した範囲での例外を認める。

第7.5条（勧誘禁止）

1. 売主は、クロージング日から5年間、自己又はその役員をして、買主及び対象会社らの役職員につき、自己又は売主関係会社への任用又は雇用を勧誘し、買主又は対象会社らからの退職を促し、又はその他何らの働きかけも行ってはならず、また、売主関係会社をしてこれらの行為を行わせない。但し、一般公募への自発的応募等の場合は、本条の違反を構成しない。

2. 買主は、クロージング日から5年間、自己又はその役員をして、本禁止地域以外の地域における売主及びアンビス社の事業に従事する役職員につき、自己又は対象会社らへの任用又は雇用を勧誘し、売主又はアンビス社からの退職を促し、又はその他何らの働きかけも行ってはならず、また、対象会社らをしてこれらの行為を行わせない。但し、一般公募への自発的応募等の場合は、本条の違反を構成しない。

<以下略>

第8章 補償

第8.1条（補償）

1. 本契約当事者（以下「違反当事者」という。）は、本契約に基づく自らの義務の不履行又は表明及び保証の違反に起因又は関連して相手方当事者（以下「被違反当事者」という。）に損害、損失又は費用（合理的な弁護士費用を含む。以下「損害等」という。）を被らせた場合は、被違反当事者に対して当該損害等を補償する義務を負う。

2. 被違反当事者が、クロージング日から1年（但し、本株式譲渡の実行後の本契約上の義務違反の場合は、被違反当事者が当該義務違反を認識した日から6か月かつ当該義務違反の発生から1年）が経過する日までに、違反当事者に対し、前項に基づく補償請求（実務上合理的に可能な範囲で、発生原因及び損害等の内容を特定して書面により行う。）をしないときは、以後、違反当事者は、前項に基づく補償義務を免れる。但し、違反当事者による故意又は重過失による表明保証又は義務の違反についてはこの限りではない。

3. <略>

第8.2条（補償の範囲）

1. 前条第1項に基づく損害等の補償に関し、単一の事実に基づく損害等の額が売主及び買主が別途合意した金額未満である場合には、違反当事者は、当該義務の不履行又は表明及び保証の違反に係る損害等について補償

する義務を負わない。

2. 前条第1項に基づく損害等の補償に関し、補償の対象となる損害等の累計額が売主及び買主が別途合意した金額未満である場合には、違反当事者は、当該義務の不履行又は表明及び保証の違反に係る損害等について補償する義務を負わない。

3. 前条第1項に基づく損害等の補償に関し、補償の対象となる義務の不履行又は表明及び保証の違反に係る損害等の累計額が売主及び買主が別途合意した金額を超えることとなる場合には、違反当事者は、それぞれの場合において、前条の定めにかかわらず、当該超過額について補償する義務を負わない。

4. 売主に故意又は重過失がある場合については、第1項乃至第3項に基づく制限は適用されないものとする。

5. 前条第1項に基づく補償請求に関して、売主による本契約の規定の違反（但し、表明及び保証違反については、基礎的表明保証事項に限る。）と同一の事象若しくは事由に起因して、買主が加入する本表明保証保険に基づく保険金により現に救済を受けた金額は、当該違反に起因して買主又は対象会社らが被った損害等からは除外されるものとし、買主は、売主に対し、その限度において、買主又は対象会社らが損害等を被ったことを理由とした補償請求をすることができないものとする。

6. 前条第1項の定めにかかわらず、売主の表明及び保証の違反（但し、基礎的表明保証事項の違反及び詐欺的行為による違反を除く。）に関して買主が被った損害等については、本表明保証保険に基づく保険金の支払いが買主の唯一かつ排他的な救済手段であるものとし、売主は、かかる損害等について一切の責任を負わないものとする。

第8.3条（本表明保証保険）

買主は、クロージング日までに合理的な内容の本表明保証保険に加入するものとし、本表明保証保険に関して発生する一切の費用を負担する。

第8.4条（補償の性質）

<略>

第8.5条（租税債務に関する補償）

本契約の他の規定にかかわらず、売主は、売主又はアンビス社が納税義務を履行しないことにより、対象会社らにおいて連帯納付義務又は第二次納税義務が発生したことに起因して、対象会社らが損害等（当該納付義務に基づき対象会社らが支払った納税額を含む。本条において同じ。）を被った場合、対象会社らに対し、かかる損害等の補償を行う責任を負う。

第8.6条（特別補償）

本契約の他の規定にかかわらず、売主は、以下の各号に規定されている事象に起因又は関連して買主が損害等を被った場合、買主に対して、当該損害等を補償する。

(1) 本対象事業における有料老人ホーム「匠心館」に併設された訪問看護ステーションに関して、故意又は重過失によって行われた、健康保険法その他の法令等に基づく基準に適合しない診療報酬請求

(2) 一部施設の事業移管に伴う法令等への対応に関する一定の事項

第9章 雑則

<以下略>

(以下本頁余白)

別紙5.1

売主の表明及び保証

1. 売主に関する表明及び保証

(1) 権利能力及び行為能力

<略>

(2) 売主における譲渡手続の完全な履行

<略>

(3) 執行可能性

<略>

(4) 許認可等の取得・履践

<略>

(5) 本契約及び本付随契約の締結並びに本吸収分割の実行による違反の不存在

<略>

(6) 売主に係る倒産手続等の不存在

<略>

(7) 反社会的勢力との関係

<略>

(8) 本株式の保有

<略>

(9) 株主権

<略>

(10) 情報開示

<略>

(11) 本対象事業に関する表明及び保証（いずれも本締結日及び本吸収分割の実行日を基準時とし、かつ、本対象事業に係るものに限られる。）

<略>

① 計算書類

<略>

② 後発事象の不存在

<略>

③許認可等の取得等

<略>

④資産一般

<略>

⑤不動産

<略>

⑥知的財産権

<略>

⑦契約等

<略>

⑧保険

<略>

⑨ITシステム

<略>

⑩従業員

<略>

⑪法令遵守

<略>

⑫データ保護

<略>

⑬訴訟等

<略>

⑭環境

<略>

2. 対象会社らに関する表明及び保証（いずれも本吸収分割の実行日及びクロージング日を基準時とする。）

(1) 対象会社らの適法な設立、有効な存続及び権利能力

<略>

(2) 許認可等の取得・履践

<略>

(3) 本契約上の権利及び義務の履行による違反の不存在

<略>

(4) 対象会社らの株式等

<略>

(5) 子会社等

<略>

(6) 対象会社らに係る倒産手続等の不存在

<略>

(7)反社会的勢力との関係

<略>

(8)本吸収分割等

<略>

(9)許認可の取得等

<略>

(10)計算書類

<略>

(11)資産一般

<略>

(12)不動産

<略>

(13)知的財産権

<略>

(14)契約等

<略>

(15)資産及び契約等の十分性

<略>

(16)保険

<略>

(17)ITシステム

<略>

(18)従業員

<略>

(19)法令遵守

<略>

(20)データ保護

<略>

(21)訴訟等

<略>

(22)環境

<略>

(23)アドバイザーフィー等

<略>

別紙5.2

買主の表明及び保証

(1)適法な設立、有効な存続及び権利能力

<略>

(2)買主における譲渡手続の完全な履行

<略>

(3)執行可能性

<略>

(4)本契約締結による違反の不存在

<略>

(5)買主に係る倒産手続等の不存在

<略>

(6)許認可等の取得

<略>

(7)反社会的勢力との関係

<略>

(8)資金確保

<略>

以上

(3) 株式譲渡により当社が受け取る対価の算定の相当性に関する事項の概要

本件株式譲渡対価の相当性に関する事項

当社は、本件株式譲渡契約に従い、当社が保有する株式会社アンビスホールディングス西日本及び株式会社アンビス西日本の株式の全部を、株式会社NSSK-Altair1に対して17,400百万円で譲渡いたします。

当社は、株式会社アンビスホールディングス西日本及び株式会社アンビス西日本の事業、財務の状況ならびに今後の見通し及び、当社と株式会社NSSK-Altair1との間で協議、交渉を重ねた上、本件株式譲渡価格の条件にて合意に至っていることを総合的に勘案し、本件株式譲渡により当社が受け取る対価は相当であると判断しております。

(4) 譲渡する子会社の概要

ア 対象会社 1

(1)名称	株式会社アンビスホールディングス西日本	
(2)所在地	東京都中央区京橋一丁目6番1号	
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役 増井 省吾	
(4)事業内容	有料老人ホーム事業、訪問看護、訪問介護、居宅介護支援、障害福祉サービス（居宅介護等）、コンサルティング事業、アンビス西日本が運営する施設の不動産保有・管理、その他付随事業	
(5)資本金	1円	
(6)設立年月日	2026年9月1日	
(7)大株主及び持株比率	株式会社アンビスホールディングス 100%	
(8)当社と当該会社の関係	資本関係	当社は当該会社の発行済株式の100%を保有しています。
	人的関係	当社の取締役2名が当該会社の取締役に就任しております。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は当社の連結子会社であり、関連当事者に該当いたします。
(9)当該会社の成立日の財政状況		
決算期	3月31日	
純資産	1円	
総資産	1円	
1株当たり純資産	0円	
売上高	0円	
営業利益	0円	
経常利益	0円	
当期純利益	0円	
1株当たり当期純利益	0円	
1株当たり配当金	0円	

イ 対象会社 2

(1)名称	株式会社アンビス西日本	
(2)所在地	東京都中央区京橋一丁目6番1号	
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役 増井 省吾	
(4)事業内容	有料老人ホーム事業、訪問看護、訪問介護、居宅介護支援、障害福祉サービス（居宅介護等）、コンサルティング事業、その他付随事業	
(5)資本金	1円	
(6)設立年月日	2026年9月1日	
(7)大株主及び持株比率	株式会社アンビスホールディングス 100%	
(8)当社と当該会社の関係	資本関係	当社は当該会社の発行済株式の100%を保有しています。
	人的関係	当社の取締役2名が当該会社の取締役に就任しております。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は当社の連結子会社であり、関連当事者に該当いたします。
(9)当該会社の成立日の財政状況		
決算期	3月31日	
純資産	1円	
総資産	1円	
1株当たり純資産	0円	
売上高	0円	
営業利益	0円	
経常利益	0円	
当期純利益	0円	
1株当たり当期純利益	0円	
1株当たり配当金	0円	

(5) 株式譲渡の相手先の概要

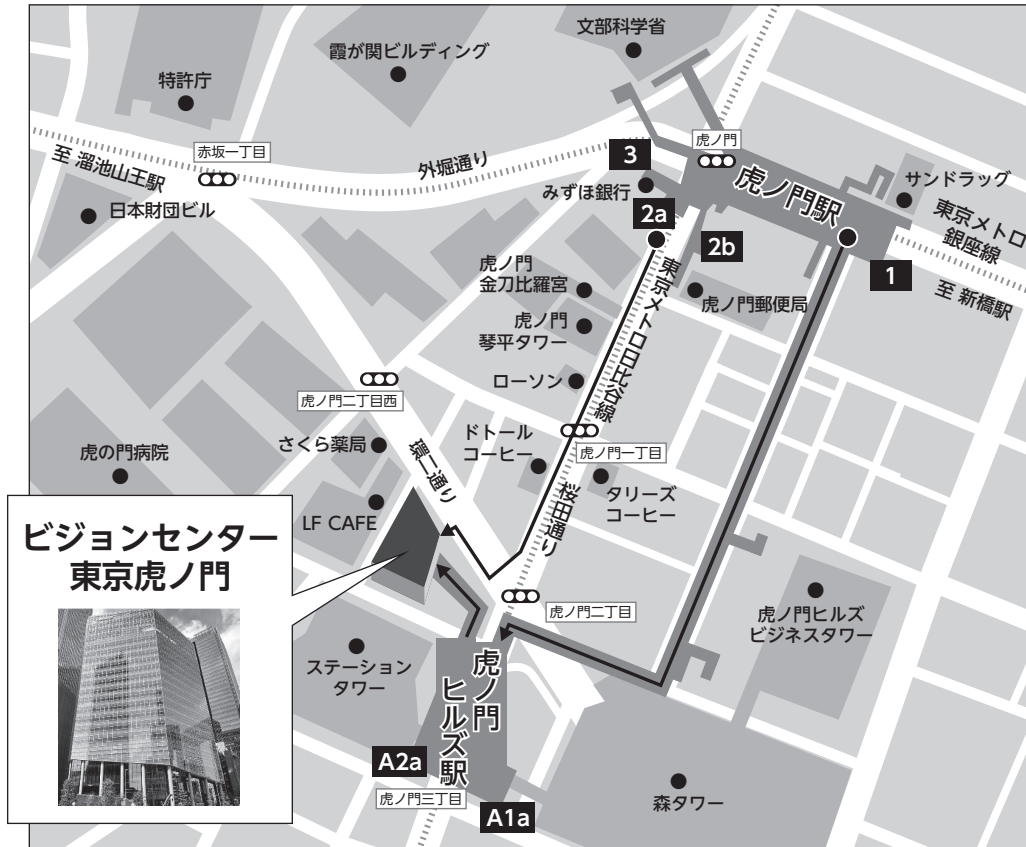
本件株式譲渡の譲渡先は、株式会社NSSK-Altair1であり、その概要は以下のとおりです。

(1)名称	株式会社NSSK-Altair1	
(2)所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー	
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役 秋山 翔平	
(4)事業内容	1. 次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む会社に対する投資事業 (1) 建設業 (2) 製造業 (3) 卸売業、小売業 (4) 金融業、保険業 (5) 不動産業、物品賃貸業 (6) 学術研究、専門・技術サービス業 (7) 宿泊業、飲食サービス業 (8) 生活関連サービス、娯楽業 (9) 教育、学習支援業 (10) 医療、福祉に関する事業 (11) 各種サービス業 2. 前号に附帯する一切の業務	
(5)資本金	5万円	
(6)設立年月日	2026年8月12日	
(7)大株主及び持株比率	株式会社NSSK-Altair2 100%	
(8)当社と当該会社の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区虎ノ門2丁目4番7号
T-LITE 6階 601C・D ビジョンセンター東京虎ノ門
※昨年開催の定時株主総会より会場および開催時刻が変更となっておりますので、ご注意くださいますようお願い申し上げます。



交通のご案内 東京メトロ日比谷線「虎ノ門ヒルズ駅」駅直結
東京メトロ銀座線「虎ノ門駅」2a 出口 徒歩4分、地下通路 徒歩5分
※「虎ノ門駅」から「虎ノ門ヒルズ駅」まで地下通路で繋がっております。